記者発表資料

令和5年6月30日
東北地方整備局

測量業者に対する監督処分について

本日、東北地方整備局は、測量業者である有限会社東日技術に対して、測量法に基づく監督処分を行いました。

詳細については、別添資料のとおりです。

＜取扱い＞ 令和5年6月30日　15 時 30 分　解禁

＜配布場所＞　宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

＜問い合わせ先＞
国土交通省　東北地方整備局　　電話　022－225－2171　（代表）
建政部　建設産業課　　課長　太田（おおた）　裕之（ひろゆき）　（内線6141）
課長補佐　松本（まつもと）　善三（ぜんぞう）　（内線6152）

令和５年６月３０日
東北地方整備局

測量業者に対する監督処分について

国土交通省東北地方整備局長は、本日、測量法（昭和２４年法律第１８８号）に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

１．処分対象業者

商　　号　　有限会社東日技術
登録番号　　（６）－２１７８５
代 表 者　　代表取締役　石森　茂
所 在 地　　宮城県栗原市一迫字鹿込１１

２．処 分 内 容

測量法第５７条第２項第７号の規定に基づく営業の停止

（１）期　間

令和５年７月１５日から令和６年１月１４日までの６か月間

（２）停止を命ずる営業の範囲及び地域

営業の範囲：測量法第１０条の２に規定する測量業に関する営業（注）

（注）基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業

地　　域：全国

３．処 分 理 由

有限会社東日技術の代表取締役は、令和２年９月から１０月頃、元栗原市職員が担当していた複数の測量設計業務を、元職員自らが下請けする約束で受注し、その見返りとして令和２年１１月から令和３年８月頃の間におよそ５０万円相当の物品を渡した。

以上により、令和５年２月１４日逮捕、３月７日贈賄の罪で略式起訴され、仙台簡易裁判所から罰金５０万円の略式命令を受け、確定している。

このことが、測量法第５７条第２項第７号に該当すると認められる。

（参考）
測量業者の不正行為に対する監督処分の基準
https://www.mlit.go.jp/common/000029971.pdf